

確定申告・市県民税申告が必要な人 申告に必要なもの

「必要な人」に該当していない場合も申告が必要な場合があります。医療費控除、生命保険料控除、地震保険控除などの所得控除は、申告をしないと控除が受けられません。また、申告をしないと所得・課税証明書が発行できないことがあります。



所得税の確定申告が必要な人

- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- 医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人
- 土地、建物などを売った人
- 給与の年収が2,000万円を超える人、給与所得以外の所得が20万円を超える人、年末調整をされなかつた給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える人
- 公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、還付の申告をすることはできます。また、市県民税の申告が必要な場合があります。
- ※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告が必要な場合があります。

市県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日時点で瀬戸内市内に住所がある人は原則として、市県民税の申告が必要です。次の要件に該当する人は申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

- 給与所得者で、年末調整をされなかつた給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税では所得の多少にかかわらず申告しなければなりません。
- 公的年金等の受給者で、社会保険料控除（国民健康保険税、介護保険料など）、生命保険料控除などの各種控除を受けようとする人（所得税のかからない人）
- 営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が所得税の所得控除合計金額より少ない人（所得税のかからない人）

【市県民税の住宅借入金等特別税額控除について】

市県民税の納税通知書は6月中旬の発送を予定しています。送達した後に申告書を提出しても、市県民税の住宅借入金等特別税額控除は受けられません。

申告に必要なもの（※所得の種類や受けける控除により異なります）

- 印鑑（認印）
- 本人確認書類＜番号確認書類と身元確認書類＞
(詳しくは、本紙5ページ「本人確認書類」を参照)
- 申告書やはがきなど、税務署から送付された書類
- 給与、雑所得（公的年金や個人年金など）、一時所得（生命保険料や損害保険の満期など）、配当所得などの源泉徴収票や支払調書の原本（コピー不可）
- 営業、農業、不動産などの収入がある人は、収支内訳書（事前に記入するなどの準備をしてください）
- 国民年金保険料や国民年金基金の掛け金の控除証明書など納付額が分かるもの（日本年金機構から事前に送付される「国民年金保険料控除証明書」など）

- 生命保険料、地震保険料の支払保険料の証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の明細書、保険などで補てんされた金額の明細書、おむつ使用証明書など（医療費や補てん額は、必ず事前に計算してください）
- 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証など
- 初めて「住宅借入金等特別控除」を受ける人は、登記簿謄本、契約書の写し、住民票の写し、増改築等工事証明書、借入金の年末残高証明書の添付資料など
- 税の還付を受ける人は、本人の預金口座が分かるもの
- 身体障害者手帳や療育手帳など
- 国民健康保険税、任意継続健康保険料、介護保険料などの控除証明書等納付額が分かるもの

平成29年分所得税・市県民税の申告をお願いします

2月16日（金）～3月15日（木）

【申告相談会場地区別日程表】

▷相談時間 午前9時～正午、午後1～5時（受付は午後4時まで）
※4カ所の申告会場がありますが、開いている会場は常に1カ所だけです。

開催日	地区	会場
16日（金）	服部	ゆめトピア長船 2階リフレッシュスタジオ
19日（月）	福岡	
20日（火）	福里・土師	
21日（水）	東須恵・西須恵・飯井・牛文・磯上	
22日（木）	八日市・長船	
23日（金）	鹿忍・千手	
26日（月）	牛窓	
27日（火）	長浜	
28日（水）	福谷・虫明	裳掛コミュニティセンター
1日（木）	上笠加・下笠加・箕輪・北池	瀬戸内市役所 2階大会議室
2日（金）	大富・福山・向山・北島	
5日（月）	尻海・庄田	
6日（火）	東谷・豊原・大窪	
7日（水）	尾張・山手・豊安	
8日（木）	山田庄	
9日（金）	本庄・上山田・下山田	
12日（月）	豆田・福元・百田・宗三・福中	
13日（火）	地区指定なし	
14日（水）	地区指定なし	
15日（木）	地区指定なし	

【市の申告相談会場について】

市では、所得税と市県民税の申告相談会場を地区別に設けます。

申告相談を希望する人は、申告相談会場地区別日程表を確認の上、必要な書類を準備して会場にお越しください。

【自書申告をお勧めします】

会場は混雑が予想されますので、申告書は自分で作成して提出する「自書申告」をお勧めします。

確定申告書を作成する場合、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

●国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

●確定申告書等作成コーナー

<http://www.keisan.nta.go.jp/>

作成した申告書の提出のみの場合は、税務課、各支所・出張所でも受け付けます。

※e-Tax入力端末は市の申告会場には設置していません。

市外の申告相談会場のご案内

▷相談日時 2月16日（金）～3月15日（木）
午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

▷会場

- ・西大寺税務署（岡山市東区西大寺中2-24-13）
- ・ママカリフォーラム（岡山市北区駅元町14-1）

※土・日曜日と祝日は、申告相談を行っていませんが、2月18日と2月25日の日曜日に限り、ママカリフォーラムで確定申告の相談を行います。

※来場の際は、公共交通機関をご利用ください。ママカリフォーラムの駐車場は有料です。

西大寺税務署 ☎ 086-942-3815

※2月15日以前は、確定申告会場を開設していません。



市の会場では、 以下の相談を お受けできません

- ・青色申告
- ・消費税及び地方消費税の申告
- ・住宅借入金等特別控除の申告
- ・株式・土地等の譲渡所得の申告
- ・本人死亡の場合の申告
- ※上記については、西大寺税務署またはママカリフォーラムの会場で申告をしてください。

注意

